

令和6年度【後期】

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 歳末たすけあい地域福祉募金

地域福祉活動助成金 のしおり



1 趣 旨

荒川区区内における地域福祉活動や区民主体の活動、ボランティア活動等の発展をとおして「誰もが安心して暮らし続けられる街」をめざすために、住民等が行う地域福祉活動や区民主体の活動、ボランティア活動等に対し歳末たすけあい地域福祉募金の一部を財源に必要な資金の助成を行います。

2 助成対象団体

地域福祉活動助成の対象は、区民が主体となり、次の各号のいずれかの活動を、1年以上にわたって、主に区内で行う団体又はグループ（以下「団体等」という。）であり、且つ、本会の事業や活動等を理解し、これに協力する等、地域福祉を推進する団体等とする。

- (1) 地域社会に貢献する地域福祉活動又はボランティア活動など
- (2) 障がいや疾病等を抱える本人やその家族が中心となり相互の扶助などとなる活動
- (3) その他、特に本会会長（以下「会長」という。）が認める活動等

3 助成対象とする活動

地域福祉活動助成の対象とする活動及び経費は、別表1（中面掲載）のとおりとする。

2前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成の対象としない。

- (1) 主たる活動範囲が区外である活動
- (2) 営利を目的とした活動
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的な目的を持って行う活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 反社会的な活動
- (6) その他、会長が助成することが適当でないと認める活動

別表 1

| 助成対象事業・活動・経費 | | 活動内容の例示 | 助成金上限額 | 助成率 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| 事業・活動区分 | 対象経費 | | | |
| ①地域福祉の普及活動 | 講師謝礼、 会場使用料 | 講演会や講習会、学習会の開催など 但し、団体構成員を講師とする場合は 対象としない | ア.一般の方を対象とした場合 40,000 イ.団体内の講習会等の場合 15,000 | 助成対象 経費予算の 4分の3 |
| ②地域福祉に関する 調査・研究・報告活動 | 印刷製本費、 通信費、消耗品費、 書籍購入費、旅費、 会場使用料、謝礼 | ・地域福祉の先進事例の視察 ・各種調査、研究 ・視察、調査、研究の報告書の発行、 報告会の開催 | 60,000 | |
| ③地域での助け合い活動や 地域の福祉課題に対応 する各種福祉活動 | 印刷製本費、通信費、 消耗品費、会場使用料、 新たに活動を立ち上げ る際に必要な経費など | ・高齢者や困りごとを抱えた方等の見守 り活動や支え合い活動 ・居場所を起点とした、参加者の支え合い などを生み出す新たなアプローチ活動 ・公的制度の狭間にいる人や重複した生活 課題を抱える人等への支援活動 ・その他、地域で必要とされる新たな福祉 活動、支援活動など | 75,000 | |

【助成金の算定方法】

- ・対象経費の総額に助成率を乗じて助成金の額を算定すること。
- ・助成の対象とする活動について、他の機関からの助成を受けている場合又は本会の行う他の助成を受けている場合は、当該助成金の合計額を対象経費から控除した額をもとに助成金の額を算定すること。
- ・助成金の額は、上記の算定により得られた金額の千円未満を切り捨てた額とする。
- ・助成金の額は、助成対象活動ごとに定められた上限額を超えることはできない。
- ・事業が予算を下回って実施できた場合、決算額で算出された助成額との差額は返還しなければならない。

例：会場使用料・付帯設備経費 3万円、講師謝礼 2万円、花束代 1万円で、一般の方々を対象とした講演会を計画し、本助成金に申請する場合、花束代は助成対象外なので、助成対象経費予算は 5万円で、助成率が 4分の3のため、

$(30,000 \text{円} + 20,000 \text{円}) \times 3 / 4 = 37,500 \text{円}$ 助成金上限額は 40,000 円のため、助成金は 37,000 円
助成金 37,000 円、自己資金 23,000 円となります。

4 令和 6 年度助成予算総額【後期】 438,000円

5 審査及び結果

地域福祉活動等助成審査会にて厳正なる審査の上、令和 6 年 10 月下旬に結果を発表します。
また、直接グループ・団体あてに通知します。

6 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、団体の活動の概要や申請内容を説明する資料を添え、荒川区社会福祉協議会／荒川ボランティアセンターへ郵送または直接持参の方法で申請してください。

7 応募受付期間 令和6年9月2日（月）～9月30日（月）

※郵送の場合は、必着

※持参の場合は 9月30日（月）午後4時30分

8 応募・問合せ先

荒川区社会福祉協議会 荒川ボランティアセンター「地域福祉活動助成金」係
荒川区南千住 1-13-20 TEL 03 (3802) 3338 Fax 03 (3802) 3831

※日曜・祭日休

申請上の留意点

- ★申請は1グループ・団体につき 年間1件のみ有効です。
- ★申請書類は原則として審査後返却いたしません。申請内容については、応募前に用紙をコピーされるなど、各グループ・団体にて控えをお取りください。

注意点 ※必ずお読みください。

- ・助成対象となる事業・活動区分、対象経費、上限額をご確認ください。
- ・全額助成ではありません。助成率があります。自己負担金が必ず発生します。
- ・講演会・勉強会等への講師招聘も締め切り」までにお申し込みください。
通年の受付ではありません。
- ・パソコン・タブレット等の汎用性の高い備品購入は原則対象外となります。

◎申請の前に必ず下記までご連絡ください。

電話、メールでもかまいません。

◆「地域福祉活動助成金」個別相談

日時：お電話をいただき、相談日時を決めさせていただきます。

場所：荒川ボランティアセンター

内容：申請書の書き方、個別相談など

申込み：荒川ボランティアセンターへ電話、FAX、メールで

TEL 03 (3802) 3338 Fax 03 (3802) 3831

E-mail : vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

担当／内山、丹羽



荒川区社会福祉協議会 荒川ボランティアセンター
 〒116-0003 荒川区南千住1-13-20
 TEL 03 (3802) 3338 FAX 03(3802)3831 ※祝祭日休
 E-mail : vorasen@arakawa-shakyo.or.jp
<http://www.arakawa-shakyo.or.jp/>